

No.20 生活困窮者自立支援事業 （福祉事務所）

令和2年度にめざした姿(目的)

地域のネットワークを構築し、生活困窮世帯の早期発見・早期対応に努め、さまざまな社会資源につなげることにより、自立した生活が営めるよう支援します。

令和2年度にめざした成果

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者自立支援制度により、生活に困窮する方に対して、社会福祉協議会及び役場各課の関係機関と連携し、生活困窮者の早期発見や早期対応ができる体制を構築します。

令和2年度にめざした活動(主な取組み)

- ・専門相談支援員による相談窓口を引き続き設置します。
- ・相談者に対して、家計の改善を支援します。
- ・支援調整会議を開催し、情報共有や支援対象者への対応方法を協議します。

令和2年度の成果

・複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、関係機関がネットワークを組み協働して早期把握・早期支援を実施するため、支援調整会議(毎月1回及び支援実施の必要な場合は随時)を開催することにより、情報共有や支援対象者への対応につながりました。

令和2年度の問題

・生活困窮の状態にある対象者本人が問題を自覚していない、又は改善する意思が乏しいケースがあり、実際の支援に繋がらない(本人同意が得られない)ケースがあります。

令和3年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ・生活困窮者自立支援ネットワーク会議を中心とした支援体制を拡充します。
- ・引き続き、役場各課、関係機関等と連携に早期発見・早期対応に努めます。

(2) 解決すべき問題への方策

- ・対象者に寄り添い、制度利用につながるよう努めます。

(3) 新たに取り組む方策

- ・相談者に対して、自立支援制度をよく理解してもらえるように、丁寧な説明を行います。
- ・町民に対して、分かりやすい広報をすることにより、支援に繋がります。